

## ひろしま文化・芸術懇話会設置要綱

### (趣旨)

第1 広島県の文化・芸術の振興について、幅広い視野から意見を求めるため、ひろしま文化・芸術懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

### (検討事項)

第2 懇話会は、次に掲げる事項について懇談協議する。

- (1) 広島県における文化・芸術の現状
- (2) 広島県の文化・芸術振興施策のあり方
- (3) その他前号に関連する事項

### (委員及び組織)

第3 懇話会は、知事が委嘱する委員15人以内をもって構成する。

2 懇話会に座長及び座長代理を置き、知事が指名する。

### (懇話会)

第4 懇話会は、知事が必要に応じて招集し、座長がこれを主宰する。

2 座長に事故あるときは、座長代理がこれを代行する。

### (庶務)

第4 懇話会の庶務は、環境生活部管理総室県民文化室において処理する。

### (補則)

第5 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成14年6月14日から施行する。